

# 自治基本条例メモ



第36話

お問い合わせ  
政策調整課 (米原庁舎)  
☎521-6626 ⑤521-5195

前回は条例の内容を変えられるかどうか？って話だったよね。

やっぱり簡単には変えちゃダメだよ。

もちろんそう思うけれど、みんなが変えようってことになれば変更してもいいんじゃないの？



①

②

そっだね。ポイントはこの条例は市民のみんなで作ってきたってことにあるんだ。

そのやさすっだー！

じゃあ、どうやって変更するの？



条例では、推進委員会に意見を求めて、市民投票で過半数の賛成が必要だって書いてあるんだ。

みんなの意見を聞くために市民投票をするんだね。

でも変更がある時は、全部そっやって市民投票をするの？



③

④

関係する法律が変わったり、言葉を変えたり、簡単な変更の場合は、推進委員会に意見を求めるだけでいいことになってるよ。

これで安心したよ。自治基本条例はちゃんと市民の意見を聞いて変更するんだね。

私たちがこの条例を守って育てていくのよ。



## 商工観光課からのお知らせ

# 住宅リフォーム経費を補助します

### ◆対象者

市内に1年以上住宅を所有している方で、次の要件をすべて満たしている方  
(1) 自らが所有して、居住している方  
(2) 市税等に滞納がない方  
(3) 今回のリフォーム工事で国・県または市の他制度補助を受けている方はその補助対象工事部分を除く。

### ◆対象工事

- (1) 工事経費が20万円以上
- (2) 平成25年度中に着工し、完了できる工事
- (3) 住宅の居住部分の修繕、補修、模様替えのための工事

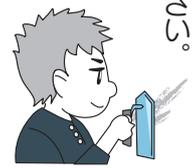
### ◆補助金額

工事経費の10%【上限20万円】  
◆詳しくは商工観光課までお問い合わせ・ご相談ください。

※住宅のリフォームを伴わない設備機器、備品購入・設置および  
宅外工事は対象外  
※交付決定後に行う工事が対象

### 対象となるリフォームの内容

- ・浴室、キッチン、洗面室、トイレのリフォーム
- ・給排水衛生設備工事
- ・電気設備、ガス設備工事
- ・屋根のふき替え、塗装、防水工事
- ・外壁の張り替え、塗装などの内装工事
- ・床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事
- ・ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の張り替え
- ・雨どい等の張り替えや修理
- ・建具・開口部の張り替えや新設工事
- ・造りつけ収納家具工事(造作大工工事が伴うもの)
- ・害虫被害による修繕工事



お問い合わせ  
経済環境部  
商工観光課  
(伊吹庁舎)  
☎508-2227  
☎508-11197